

輸出管理社内規程の届出様式等の改正案に対する意見

[氏名 (連絡担当者)]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
コメント	
<p>1. 輸出管理内部規定と輸出者等遵守基準の位置づけ</p> <p>「輸出管理内部規定の届出等について」の前文に「遵守基準を輸出管理内部規程が満たすことを確保するため」と記述されているが、これまでの外為法遵守事項をもとにした輸出管理社内規程を制定し届出を行っている企業にとっては、(文書保存期間の変更等を除き) 特段の変更を加えることなく対応できることを確認いたしたい。</p> <p>2. 該非判定責任者登録 (輸出者等概要・自己管理チェックリスト)</p> <p>該非判定責任者の登録について、今回の改正では輸出管理内部規程を届け出る場合には該非判定責任者の登録が必須となっている (輸出者等概要・自己管理チェックリスト No. 6 及び自己管理チェックリスト 2-2 (1))。輸出者等概要による該非判定責任者の登録、記載について以下の通り配慮いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 該非判定責任者あるいは該非判定担当者の全てを登録するのではなく、該非判定責任者の中で代表的な者の氏名を記載することで良いこと。 2) 該非判定責任者については役職、技術系等の特定の資格要件を設けることなく、企業の社内実態に合わせ選任できること。 <p>【理由】</p> <p>これまでも、企業として責任もって該非判定をしてきているが、改まって該非判定責任者の登録となると企業規模、企業毎の管理体制 (集中、分散) によっては多くの責任者の登録、人事異動によるメンテナンスを必要とし、いたずらに事務の負荷増になると懸念されるため。</p>	

コメント

3. 輸出管理内部規程の届出等について

3. 輸出者等概要・自己管理チェックリストの届出についての⑨輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式6】。

今後公表を希望する企業に限定し、既に公表している企業については毎年提出する必要が無いようにしていただきたい。

【理由】

既に公表している企業が毎年提出しなければならない理由が不明であるため。

4. 外為法等遵守事項

「Ⅱ 個別事項の1、2（1）、（2）、（4）、3（1）、4、5、6（2）、8」で「(遵守基準省令・・・を含む。）」とあるが、ここでの「含む」とは、遵守基準省令以外の要求事項がないことを明確にしていきたい。

【理由】

「含む」では、遵守基準省令以外の要求事項があると誤解する懸念があるため。

5. 外為法遵守事項 「5 教育(指導及び研修を含む)」

教育について、輸出等の業務に従事する者に対して「輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識」に加え「技能を修得させる」とされている。この「技能」とは、社員が習得した輸出管理法令の知識に基づいて輸出管理を適正に遂行できることを確保することを意味していると理解する。したがって、教育・研修の内容は、従来、企業が社内で行ってきた教育・研修内容を超えるものではないことを確認いたしたい。

【理由】

「技能」という言葉は、実務上非常に広く解釈される得ることから、極度に専門的な輸出管理上の技能を輸出管理担当者以外の社員に涵養させる必要があると解釈される懸念があるため。

コメント

6. 外為法遵守事項「6資料管理」

保存資料として『「すべて」の輸出関連書類等』とされているが、この「すべて」の指す資料の範囲は、受注書類、契約書から、出荷・船積み関係書類までの当該輸出案件に係る一連の書類で、社内の管理・審査等で使用される一連の書類を指すものとの理解でよいか確認いたしたい。

7. 輸出者等概要・自己管理チェックリスト

監査回数記載について、注書きで「全ての輸出関連部署をそれぞれ1回監査した場合のみ1回と記入」されている。したがって監査の実施、監査回数の記載について以下についてご配慮いただきたい。

①適切な監査サイクルの範囲内で監査が行われていれば、必ずしも年1回監査する必要がないこと。

②その場合、「監査回数:ゼロ」と記載することになるが、そうした記載内容であっても包括許可条件である「外為法遵守事項の確実な実施」を行っていないと判断しないでいただきたい。

【理由】

大きな組織の場合、「全ての輸出関連部署」が多数にわたるので、「全ての輸出関連部署」を対象に年1回監査を実施することは負担が極度に大きくなり、事実上不可能であると考えられるため。

8. 外為法等遵守事項 「Ⅱ 個別事項 2 取引審査 (1)」

「又は取締役等に準ずる者」は「又は取締役等から権限を委譲／委任された者」に変更した方が良いのではないか。

【理由】「取締役等に準ずる者」では範囲が明確でないため。

以上